

# 上田市地域防災計画 その他の災害対策編

## 新旧対照表

令和4年3月

| 頁 | 新   | 旧   | 修正理由・備考   |
|---|---|---|---|
| 3 | <p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕地方公共団体及び高速道路事業者は<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として</u>、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、<u>計画的・予防的な通行規制</u>を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</p> <p>オ 市は、「上田市除雪方針」及びそれぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>カ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。</p> <p>キ 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> <p>ク 市は、<u>雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p>第3 実施計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 市は、「上田市除雪方針」及びそれぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>エ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。</p> <p>オ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕地方公共団体及び高速道路事業者は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に</u>、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>カ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</p> <p>キ 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> | <p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p> |

| 頁  | 新   | 旧  | 修正理由・備考                                    |
|----|---|--|--|
| 11 | <p align="center"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第3 活動の内容<br/>2 住民の避難誘導等<br/>(1) 基本方針<br/>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、<u>計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u><br/>(2) 実施計画<br/>ア 市は、住民の避難が必要とされる場合には、<u>避難情報の発令・伝達等</u>を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> | <p align="center"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第3 活動の内容<br/>2 住民の避難誘導等<br/>(1) 基本方針<br/>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。<br/>(2) 実施計画<br/>ア 市は、住民の避難が必要とされる場合には、<u>避難勧告、避難指示</u>を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。</p> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |
| 12 | <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。<br/>ウ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民に対し周知徹底を図るものとする。<br/><u>エ 住民への避難情報の伝達に当たっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u></p>  | <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。<br/>ウ 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民に対し周知徹底を図るものとする。</p>  | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |
| 13 | <p align="center"><b>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容<br/>1 除雪等活動<br/>(2) 実施計画<br/><u>ア 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</u><br/><u>イ 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。</u></p>                                  | <p align="center"><b>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</b></p> <p>第3 活動の内容<br/>1 除雪等活動<br/>(2) 実施計画<br/>市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</p>  | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |
| 15 | <p>4 住民の安全対策、福祉対策<br/>(2) 実施計画<br/>ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。<br/>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。<br/><u>ウ 平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。</u></p>            | <p>4 住民の安全対策、福祉対策<br/>(2) 実施計画<br/>ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。<br/>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。</p>   | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p> |

| 頁  | 新   | 旧   | 修正理由・備考   |
|----|---|---|---|
| 88 | <p align="center"><b>第1節 林野火災に強い地域づくり</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関等と連携を図り、林野火災<b>対策</b>計画を確立する。</li> <li>2 林野火災<b>対策</b>計画に基づく予防対策を実施する。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林野火災<b>対策</b>計画の確立           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針<br/>関係機関等と連携を図り、林野火災<b>対策</b>計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。</li> <li>(2) 実施計画<br/>関係機関と緊密な連携をとり、林野火災<b>対策</b>計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。</li> </ol> </li> </ol> | <p align="center"><b>第1節 林野火災に強い地域づくり</b></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関等と連携を図り、林野火災<b>対策</b>計画を確立する。</li> <li>2 林野火災<b>対策</b>計画に基づく予防対策を実施する。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 林野火災<b>消防</b>計画の確立           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針<br/>関係機関等と連携を図り、林野火災<b>消防</b>計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。</li> <li>(2) 実施計画<br/>関係機関と緊密な連携をとり、林野火災<b>消防</b>計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。</li> </ol> </li> </ol> | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正<br/>(文言の追加・修正)</p> |
| 89 | <p>2 予防対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針<br/>林野火災<b>対策</b>計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</li> <li>(2) 実施計画<br/>市及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。<br/>ウ <b>山地防災ヘルパー、災害時における協定締結者及び現地出張した職員等</b>による巡視</li> </ol>   | <p>2 予防対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針<br/>林野火災<b>消防</b>計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</li> <li>(2) 実施計画<br/>市及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。<br/>ウ <b>森林保全巡視指導員及び森林保全推進員</b>による巡視</li> </ol>   | <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正<br/>(文言の追加・修正)</p> |